

一般事業主行動計画

公益財団法人 静岡県文化財団

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年9月1日～平成32年3月31日までの4年7カ月
2. 内容

目標1：母性健康管理及び育児休業等の制度について、社内への周知徹底を図る。

〈対策〉

平成27年9月～ 社内の規程や制度等の整理及び関係書式の整備

平成28年4月～ 社内広報による周知、管理職を対象とした研修会の実施

目標2：所定外労働時間の削減を推進する。

〈対策〉

平成27年9月～ 所定外労働時間の現状分析と課題の把握

平成28年4月～ 所定外労働時間削減のための改善案を検討

平成28年10月～ 改善案の実施と所定外労働時間発生状況のフォロー